

取引所為替証拠金取引約款

(約款の趣旨)

第1条 本約款は、お客様が岡三証券株式会社 岡三オンライン証券カンパニー（以下「当社」といいます。）においてインターネットを利用した取引所為替証拠金取引（くりっく365）（以下「本取引」といいます。）の基本的事項に関する取決めです。お客様は本取引を行うにあたり、本約款に掲げる条項を承諾し、自らの判断と責任において本取引を行うものとします。

(法令等の遵守)

第2条 お客様は、本取引の利用にあたっては、本約款、為替証拠金取引口座設定約諾書（以下「約諾書」といいます。）、株式会社東京金融取引所（以下「取引所」といいます。）の定める受託契約準則その他の諸規則等並びに金融商品取引法、外国為替及び外国貿易法その他の関係法令諸規則を遵守するものとします。

(リスクと自己責任の確認)

第3条 お客様は、本取引を行うに際し、本約款及び注意喚起文書 兼 取引所為替証拠金取引説明書（以下「説明書」といいます。）により、本取引の特徴、仕組み及びリスク等について十分理解し、お客様の判断と責任において本取引を行うこととします。

(取引口座の開設と取引の開始)

第4条 個人のお客様は、次の各号の条件を全て満たしている場合において、取引所為替証拠金取引口座（以下「本口座」といいます。）の開設を申込みことができるものとします。

- (1) 国内居住の成人であること
- (2) 年齢が80歳未満であること
- (3) インターネットの利用環境が整っていること
- (4) ご本人専有のメールアドレスをお持ちであること
- (5) 電話及びメールにより当社から常に連絡が取れること
- (6) 日本語でのコミュニケーションが可能であること
- (7) 口座開設に必要なお客様の個人情報をご登録いただけること、また、変更事項がある場合には必ず変更手続きを行っていただけること
- (8) 日本証券業協会会員の金融商品取引業者（証券会社等）に勤務していないこと
- (9) 日本証券業協会特別会員の登録金融機関（銀行・保険会社等）に勤務している場合、登録金融機関業務に従事していないこと
- (10) 金融先物取引業協会の会員会社に勤務している場合、金融先物取引業務に従事していないこと
- (11) 十分な金融資産があること
- (12) 外国為替証拠金取引に関する十分な知識があること
- (13) 当社の「重要事項のご確認」に記載の事項を全て確認されていること
- (14) 「約諾書」、「取引所為替証拠金取引に関する確認書」（以下「確認書」といいます。）、「説明書」、「本約款」及び「岡三オンラインFX取引ルール」（以下「取引ルール」といいます。）の内容を十分ご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任で取引することをご承諾いただけること
- (15) マネー・ローンダリング等の犯罪収益資金に係る取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本口座を使用しないこと
- (16) 暴力団員及び暴力団関係者などに該当しないこと
- (17) 外国の重要な公的地位にある方とその地位にあった方、及びそれらの家族（外国 PEPs 等）に該当しないこと
- (18) その他お客様情報のご登録内容、審査事項に対するご回答内容など総合的に判断し、当社が適格であると認める方

2. 法人のお客様は、次の各号の条件を全て満たしている場合において、本口座の開設を申込みことができるものとします。

- (1) 日本国内に登録されている法人であること

- (2) 法人設立登記から、原則1年以上経過していること
 - (3) インターネットの利用環境が整っていること
 - (4) 電話及びメールにより当社から常に連絡が取れること
 - (5) 取引を行うことが、当該法人の定款、その他内規等に違反しないこと
 - (6) 口座開設に必要なお客様の法人情報及び取引責任者を正確にご登録いただけること（代表者を取引責任者とすることも可能です）。また、変更事項がある場合には必ず変更手続きを行っていただけること
 - (7) 当社に口座開設される法人名義のお振込先金融機関口座をお届けいただけること
 - (8) 資本金又はこれに相当する財産の額が100万円以上であること。且つ、十分な金融資産があること。
 - (9) 外国為替証拠金取引に関する十分な知識があること
 - (10) 当社の「重要事項のご確認」に記載の事項を全て確認されていること。
 - (11) 「約諾書」、「確認書」、「説明書」、「本約款」及び「取引ルール」の内容を十分ご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任で取引することをご承諾いただけること
 - (12) マネー・ローンダリング等の犯罪収益資金に係る取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本口座を使用しないこと
 - (13) 暴力団関係企業に該当しないこと
 - (14) 当該法人の会社代表者又は取引責任者若しくは実質的支配者が、外国の重要な公的地位にある方とその地位にあった方、及びそれらの家族（外国 PEPs 等）に該当しないこと
 - (15) 会社代表者又は取引責任者が国内居住の成人であること
 - (16) 会社代表者又は取引責任者が当該法人の役職員であること
 - (17) 当該法人内において取引責任者専有のメールアドレスをお持ちであること
 - (18) 会社代表者又は取引責任者が日本語でのコミュニケーションが可能であること
 - (19) 会社代表者又は取引責任者若しくは実質的支配者が暴力団員及び暴力団関係者等に該当しないこと
 - (20) 取引責任者の年齢が80歳未満であること
 - (21) その他お客様情報のご登録内容、審査事項に対するご回答内容など総合的に判断し、当社が適格であると認める方
3. 本口座をお申込みになる場合は、当社所定の本人確認手続に従った書類の提出を行っていただきます。
4. お客様から本口座の開設申込みがあったときは、当社は可否を審査し、当社が本口座の開設を承諾した場合に限り、本取引を行うことができます。なお、本口座の開設ができない場合の理由は開示しないものとします。

（電子交付の同意）

第5条 当社は、本取引に関してお客様に交付する書面については、金融商品取引法、同施行令及び同施行規則、取引所規則等の規定に定める電磁的方法による交付を行うものとし、お客様は口座開設時にこれに同意するものとします。

（共通番号の届出）

第6条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、本口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

（届出事項）

- 第7条 お客様は、本口座を開設するにあたっては、本口座に関して使用する住所又は所在地、氏名又は名称、法人の場合における印鑑、共通番号等を届出いただきます。
2. 本取引の利用にあたって、使用するメールアドレスはお客様（法人のお客様の場合は取引責任者）が専有して使用するものとします。
3. 外国籍のお客様については、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を届出るものとします。

（本人確認）

第8条 本取引に係るサービス（以下「本サービス」といいます。）のご利用に際し、当社はおお客様に対しログインIDを発行し、当社が定める方法によりパスワード又はパスキーその他当社が認める認証手段（以下総称し

て「認証情報」といいます。)を登録していただきます。

2. 本サービスは、当社が発行したログインID及びお客様が登録した認証情報について、当社所定の方法により認証が完了した場合に限り利用することができます。
3. ログインID及び認証情報の管理はお客様の責任において行うものとし、お客様は自己の資金により自己のために本サービスを利用するものとします。また、理由の如何を問わず、ログインID又は認証情報を第三者に使用させ、若しくは譲渡、貸与、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
4. お客様は、認証情報を登録した端末、秘密鍵その他認証に必要な情報を適切に管理するものとし、これらの紛失、盗難、不正利用又は漏えいの恐れが生じた場合には、直ちに当社に届出るものとします。

(入金の手扱い)

第9条 当社への入金は、当社が指定する金融機関口座への振込等によるものとし、当社は当該金融機関口座への入金を確認した後に、本口座への入金処理を行うものとします。

(返金の手扱い)

第10条 お客様への返金は、銀行振込等によるものとします。

2. お客様は当社が定める方法により、本口座の名義と同一名義の預金口座を、振込先の口座(以下「指定預金口座」といいます。))として予め届出いただくものとします。
3. 指定預金口座を変更されるときは、当社所定の方法により届出いただくものとします。
4. 返金に係る請求の受付時間、受付金額の範囲等は、当社が定めるものとします。
5. お客様が指定預金口座の変更を行う場合、その後当社において手続を完了するまでの間は当社が返金の請求に応じられないことがある点につき、予め了解のうえでこれを行うものとします。
6. お客様が本口座の他に当社に開設する取引口座と本口座の間で、金銭の振替又は入出金する方法は当社が定めるものとします。

(取扱通貨)

第11条 本取引に係る通貨ペアは、当社が定めるものとします。

2. 前項で定めた通貨ペアのうち、取引所が取引を規制している通貨ペア、当社が自主的に取引を規制している通貨ペアについては、お客様に通知することなく変更されることがございます。なお、当社の自主的な規制により変更する場合、原則として、その理由は開示しないものとします。

(取引の種類)

第12条 本取引に係る取引の種類は、当社が定めるものとします。

(注文及び注文の有効期限)

第13条 お客様は、本取引を行う場合には、次の各号の事項を当社に明示するものとします。

- (1) 取引の種類(通貨の組合せ)
- (2) 売付取引又は買付取引の別
- (3) 価格
- (4) 数量
- (5) 有効期限
- (6) その他注文に必要な当社が定める事項

2. お客様の注文の有効期限は、当社が定めるところによります。

(注文の発注と受付)

第14条 本取引に係るお客様の注文の発注は、当社がお客様に提供する本取引に係る取引システム(以下「本取引システム」といいます。))からの入力による方法又は電話による方法とします。システム障害が発生した場合も含めて、当該方法以外の媒体による発注は、当社が必要と認める場合を除き行わないものとします。

2. お客様が当社へ発注した注文は、当社がその入力内容を受信した時点で注文の受付とします。

(注文等の照会)

第15条 お客様が当社に発注した注文その他取引の内容は、お客様ご自身で照会するものとします。

(注文の取消・変更)

第16条 お客様が当社に発注した注文について、約定成立前のものについては、第14条第1項と同様の方法により、取消・変更を行うことができるものとします。

(注文を執行しない場合)

第17条 お客様が当社に発注した注文が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、当社は、当社が必要と認める場合を除き、注文の執行を行わないものとします。

- (1) 新規注文を執行する時において、お客様の本口座の証拠金が当社の定める額に不足する場合
- (2) お客様の注文の内容が本約款又は取引ルール等に違反する場合

(取引数量及び建玉上限)

第18条 本取引に係る取引数量及び建玉（ポジション）上限は、当社が定める範囲内とします。

(取扱時間)

第19条 本取引の取扱時間は、当社が定めるものとします。

2. お客様は、取引所における本取引の立会時間内であっても、当社の取扱時間外となったことにより本取引の委託ができない場合があることを予め承諾するものとします。
3. 前2項に拘わらず、当社は、回線及び機器の瑕疵又は障害若しくは補修等やむを得ない事由により、予告なく本サービスの一部又は全部の提供を一時停止又は中止することができるものとします。

(注文等の取次・委託)

第20条 お客様は、当社が本取引に係る注文及び本取引に関連する業務を、取引所に取次又は委託することを予め同意するものとします。

(為替レート及びスワップポイント)

第21条 お客様が当社と行う本取引に係る為替レート及びスワップポイントに関しては、取引所が提示する為替レート及びスワップポイントが適用されるものとします。

(決済方法)

第22条 本取引は、当社が定める方法により反対売買を行い、その差額の授受により決済を行います。

2. 本取引に係る証拠金、手数料、差損益金等金銭の計上は、全て本取引口座の証拠金現金を加減算することで処理いたします。

(取引報告書)

第23条 当社はご注文いただいた取引が成立したときは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第37条の4の規定に基づく「契約締結時交付書面」として、「取引報告書」を遅滞なくお客様に交付いたします。

2. 記載内容について不審な点があるときは、速やかに当社にご連絡ください。

(取引残高報告書)

第24条 当社はお取引内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書を毎月交付いたします。また、取引残高報告書には、法律の定めるところによる残高照合のための報告内容を含むものとします。

2. 当社は、前項の規定に拘らず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの前項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。
3. 取引残高報告書を交付した後、15日以内にご連絡がなかったときは、その記載事項全てについてご承認いただいたものとされますので、取引残高報告書を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。
4. 記載内容について不審な点があるときは、速やかに当社にご連絡ください。

(証拠金の差入れ)

- 第25条 お客様は、当社と本取引を行うにあたり、当社が定める口座開設時必要証拠金額以上で、且つ当社が定める発注に必要な証拠金の額以上の金額を、当社が定める方法により、予め本口座に預託するものとします。
2. 証拠金の預託は現金（円貨）のみにより行うものとします。
 3. 当社は、本取引により差損益金が生じた場合、お客様に事前に通知することなく、差益金は証拠金に加算し、差損金は証拠金から控除することができるものとします。
 4. 前各項に定めるほか、本取引に係る証拠金の取扱いについては当社の定めるところによるものとします。

(値洗い計算)

- 第26条 本取引は、反対売買による差金決済の意思表示を当社所定の日時までに行わなかった場合、当社がお客様に事前に通知することなく、当社の定める日時に当該未決済建玉の決済日を翌営業日に繰延べる処理を行うことができるものとします。
2. 当社は、毎営業日お客様の取引終了時の全建玉を値洗いし、当社の定めるところにより、お客様の証拠金の状況を計算いたします。
 3. 値洗い計算の結果、お客様の差入れた証拠金が当社の定める所要額に対し不足となった場合は、証拠金不足を解消するまで、新規注文及び証拠金の出金は行えないものとします。

(証拠金の追加差入れ)

- 第27条 値洗い計算により、当社の定める所要額に対して不足が生じた場合は、お客様は不足額以上の証拠金を当社に追加差入れするものとします。また、決済損等がお客様の差入証拠金を上回った場合につきましても、当該不足額を速やかに追加差入れしていただくものとします。
2. 前項の証拠金の追加差入れは、全額現金にて、当社が定める時間までに行うものとします。
 3. 第1項の不足額が生じた場合は、その金額について、お客様ご自身で確認するものとします。

(強制決済)

- 第28条 前条第1項に掲げる不足額の入金が当社の指定する期限までに確認できない場合は、当社はお客様へ事前に通知することなく、お客様の本口座における全ての建玉につき、お客様の計算において当社の任意で決済することができるものとします。
2. 前項のほか、当社は相場の変動等によって生じるお客様の損失を限定することを目的として、お客様の証拠金の状況が、ロスカット基準に該当した場合、当社はお客様へ事前に通知することなく、お客様の本口座における全ての建玉につき、お客様の計算において直ちに決済することができるものとします。
 3. 前各項の決済その他の結果、証拠金が不足する場合、お客様は不足額を速やかに入金するものとします。
 4. ロスカット基準は当社の判断によって変更することができるものとします。

(取引内容等の確認)

- 第29条 お客様は、当社との本取引に係る取引内容及び証拠金状況等については、取引の都度又は必要に応じ確認するものとします。
2. 本サービスの利用に係る注文内容等についてお客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様が本サービス利用時に入力され当社が受信したデータの記録内容をもって処理させていただきます。

(取引条件の変更)

- 第30条 お客様は、天災地変、経済事情の激変等その他やむを得ない事由に基づいて、当社が取引条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

(委託手数料等)

- 第31条 お客様は、本取引の売買注文が成立したときは、当社が定める委託手数料を支払うものとします。
2. 当社がお客様に提供する情報に係る手数料は当社が別途定めるものとします。

(諸料金)

- 第32条 本約款に定める諸手続きの費用として、当社が定める口座管理料その他の料金をいただくことがございます。

2. お客様は、当社が定める委託手数料等、取引に係る諸経費を所定の期日までにお支払いいただくものとします。
3. お客様のご希望に従って特別な取扱いをしたときは、当社の要した実費をいただくことがございます。
4. 金銭の振込については、当社が定める料金をいただくことがございます。
5. 本条で定める諸料金は、当該料金に係る手続きに先立って頂戴します。

(公租公課)

第33条 お客様は、本取引に係る公租公課をお客様ご自身の負担により支払うものとします。

(証拠金等に係る対価)

第34条 本取引に関し、お客様が当社に差入れた証拠金及び本取引により生じた損益金その他の本取引に係る金銭に対しては、当社は利子その他いかなる名目によっても対価を支払わないこととします。

(債権譲渡等の禁止)

第35条 お客様が当社に対して有する債権は、これを他に譲渡又は質入れその他の処分をすることができないものとします。

(届出事項の変更)

第36条 住所又は所在地、氏名又は名称、法人の場合における会社代表者及び取引責任者の役職、氏名及び届出印、共通番号その他の届出事項の変更、指定預金口座の変更を希望されるとき、又は外国籍のお客様の在留期間の変更があったときは、お客様は所定の手続きによって直ちに当社に届出るものとします。

2. 前項のお届出があったときは、「戸籍の個人事項証明(戸籍抄本)」、「印鑑証明書」、「運転免許証」、「住民票」、「個人番号カード」、「在留カード」その他必要と認められる書類等をご提出いただくことがございます。
3. 第1項の届出事項のほか、取引等に関する申込書等の記載事項や届出事項に変更がある場合は、お客様は所定の手続きによって直ちに当社に届出るものとします。
4. 前各項の手続きが完了するまでの間、当社は新規注文を制限することができるものとします。
5. 第1項の手続きを怠ったことにより生じた損害及び損失については当社に請求しないものとします。

(情報利用の制限)

第37条 お客様は本サービスにより取得した情報を、お客様の行う金融商品の投資の資料としてのみ使用するものとし、次のことを行わないものとします。

- (1) 本サービスにより取得した情報(これらを複写したものを含む。以下同じ。)を第三者に提供すること
 - (2) 本サービスにより取得した情報を、営業に利用することのほか、第三者へ提供する目的で加工又は再利用(再配信を含む。)すること
 - (3) お客様のログインID及び認証情報を第三者に開示、共有、譲渡若しくは貸与し、又は認証情報が登録された端末その他認証に利用される機器を第三者の利用に供すること
 - (4) 本サービスにより取得した情報を第三者に漏洩し、又は他の者と共同して利用すること
2. 前項に反するものと当社又は取引所が判断した場合、当社はお客様への本サービスの提供を中止します。なお、本サービスの中止によりお客様に費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害等は全てお客様の負担とし、お客様は当社及び取引所に対し請求は行わないものとします。

(通知の効力)

第38条 お客様の証拠金に不足額が生じた場合、当社は原則として、本取引システムへの掲示をもって通知し、掲示した時点をもって通知したものとします。また、お客様はこれを必ず確認するものとします。

2. その他本取引のお客様への通知は、当社Webサイト又は本取引システムに掲示すること等により行うものとします。
3. 前各項の通知は、お客様ご自身で確認し、必要な手続きを行うものとします。お客様が確認を怠ったことにより、お客様が損害を被った場合には、当社はその責を負わないものとします。
4. お客様が届出た住所(又は所在地)若しくはお客様のメールアドレス宛てに当社よりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責に帰さない事由により、延着し又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとします。

(期限の利益の喪失)

第39条 お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても、お客様は当社に対する全ての本取引に係る債務について期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。

- (1) 支払の停止又は破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3) お客様の当社に対する本取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき
 - (4) お客様の当社に対する本取引に係る債務について差入れている担保の目的物について差押又は競売手続きの開始があったとき
 - (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由が生じたとき
 - (6) 住所変更の届出を怠るなどお客様の責に帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき、あるいは、当社からの電話による連絡が不可能であると当社が判断したとき
 - (7) 海外に居住することとなったとき
 - (8) 死亡したとき
 - (9) 心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難又は不可能となったとき
2. 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって当社に対する全ての本取引に係るお客様の債務は期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。
- (1) お客様の当社に対する本取引に係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき
 - (2) お客様の当社に対する債務（但し、本取引に係る債務を除く。）について差入れている担保の目的物について差押又は競売手続きの開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。）があったとき
 - (3) お客様が本約款又はその他当社の定める約款・規定に違反したとき
 - (4) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

(支払不能又はその恐れがある場合等における取扱い)

第40条 お客様が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、お客様への事前連絡やお客様の承諾を必要とすることなく、お客様が当社で行っている全ての取引につき、当社の任意で決済することができるものとします。

(差引計算)

第41条 当社との一切の取引において、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と本取引に係るお客様の当社に対する債権及びその他一切の債権とを、その債権の期限のいかに拘わらず、お客様に事前連絡することなく、いつでも当社は相殺することができるものとします。

2. 前項の相殺が出来る場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり証拠金その他の払戻しを受け、債務の弁済に充当できるものとします。
3. 前2項により差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、遅延損害金の率については取引所の定める利率によるものとします。

(証拠金等の処分)

第42条 お客様が当社に対し差入れる証拠金は、お客様が本取引に関連して当社に対し負担する債務を担保することとします。所定の時限までに履行しなかった場合には、お客様が当社に差入れている担保物について、通知・催告等を行わず、且つ法律上の手続きによらず、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差引いた残額を法定の順序に拘わらず債務の弁済に充当することができ、また、当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済を行うものとします。

(免責事項)

第43条 当社の故意又は重過失による場合を除き、次の各号に掲げる事由によりお客様又は第三者に生じた損害について、当社はその責を負わないものとします。

- (1) 当社が定める書類等を使用された印影又は署名を、届出の印影又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合において、当該書類等に偽造、変造その他の事故があったこと
 - (2) ログインID及び認証情報について、当社が当社所定の認証方法により登録情報との一致又は有効性を確認し、本サービス又は本取引を行ったこと
 - (3) お客様のログインID及び認証情報、取引情報等の漏えい、盗用、不正使用（通信機器、通信回線又はコンピュータシステムを介したものを含みます。）又は認証情報が登録された端末の紛失、盗難その他の事由による利用
 - (4) お客様の指示により金銭を指定預金口座へ振込んだこと
 - (5) 当社が定める書類等を使用された印影又は署名が届出の印影又は署名鑑と相違するため、当社が求められた取扱いに応じなかったこと
 - (6) 天災地変、政変、戦争、テロ行為、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場若しくは取引市場の閉鎖、法令・規則等の変更、行政庁その他の公的機関の措置その他不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金銭の授受その他の手続が遅延し、又は不能となったこと
 - (7) 取引所、市場開設者その他関係機関の規則変更、措置又は判断等により、お客様の注文に応じることができなかったこと
 - (8) 電信、インターネット、専用回線、郵便その他の通信手段又は情報伝達システムにおける誤謬、遅延、中断、障害その他当社の責に帰することができない事由が生じたこと
 - (9) 第三者による当社若しくは関係機関のシステムへの妨害、侵入、不正アクセス、情報改変等、又はシステム機器、通信回線若しくはソフトウェアの障害若しくは瑕疵により、本サービス又は本取引の提供に遅延、停止、中断又は不能が生じたこと
 - (10) お客様からの注文が、当社の責に帰すべき事由によらないシステム上の制限、エラー、障害又は瑕疵等により発注、訂正若しくは取消しされなかったこと、又は遅延したこと
 - (11) お客様が必要な確認を怠ったことにより、注文が成立し、成立せず、訂正されず又は取消しされなかったこと
 - (12) お客様が注文の取消し等を申し出た場合であっても、当該注文が既に執行され取引が成立していたため取消し等ができなかったこと
 - (13) 当社が本約款その他の約款の規定に基づき注文の執行を拒否し、受託せず、強制決済し、又はその他必要な措置を講じたこと
 - (14) 第36条その他本約款に基づく届出がなかったこと又は届出が遅延したこと
 - (15) 当社が配布又は提供するソフトウェア、アプリケーションその他本サービスに関連するプログラムを利用したこと
 - (16) 当社が推奨又は指定する機器若しくは環境以外の通信機器、ソフトウェア又は利用環境により本サービスを利用したこと
 - (17) お客様が使用する通信機器、通信回線、端末、ソフトウェアその他通信手段に障害又は瑕疵が生じたこと
 - (18) 回線混雑その他通信環境の悪化により本サービスの利用に支障が生じたこと
 - (19) その他当社の責に帰することができない事由により損害が発生したこと
2. 当社、取引所及び本サービスにおいて情報を提供する者（以下「情報提供者等」といいます。）は、当社又は情報提供者等の故意又は重過失による場合を除き、次の各号に掲げる事由により生じた損害について責任を負わないものとします。
- (1) 本サービスにより提供される情報に誤謬、欠陥、遅延又は中断があったこと
 - (2) 通信機器、通信回線、コンピュータシステム、情報伝達システムその他関連設備に障害又は瑕疵があったこと
 - (3) 取引所又は情報提供者等が、公正な価格形成若しくは円滑な流通を阻害している又は阻害する恐れがあると判断し、情報提供の全部又は一部を変更、中止又は停止したこと

（解約）

第44条 次のいずれかの事由に該当したときは、当社は本約款に基づく契約を解約することができるものとします。但し、解約時においてお客様の本取引に係る建玉が残存する場合又はお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、必要な限度において本約款が適用されるものとします。

- (1) お客様が当社の定める方法により解約をお申出になったとき
- (2) お客様が支払うべき金銭を当社の定める時限までに当社へ支払われないとき

- (3) お客様が本約款及び関連約款、その他法令諸規則等に違反したとき
- (4) 法令に基づく本人確認ができないとき、その他当社が法令等に基づいて要請する事項に応じていただけないとき
- (5) 法人のお客様について実質的支配者の本人特定事項等の確認にあたり、お客様が当社の確認要請に応じていただけないとき
- (6) 口座名義人以外の第三者が口座を開設していたこと及び口座名義人の意思によらず開設されていたことが判明したとき、又はその疑いがあるとき
- (7) 本口座の残高がなくなった後、当社が定める期間を経過したとき
- (8) 外国籍のお客様につき、当社に届けられた在留期間の満了日を経過したとき
- (9) お客様が口座開設申込時の登録内容に虚偽の届出を行い、又は口座開設申込時の確約に関して虚偽の申告をしたことが認められたとき
- (10) お客様又は法人の場合における会社代表者又は取引責任者若しくは実質的支配者が暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業又はいわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- (11) お客様又は法人の場合における会社代表者又は取引責任者若しくは実質的支配者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めたとき
- (12) お客様の口座が、マネー・ローンダリング、テロ資金供与に利用され、又はその恐れがあると当社が判断したとき
- (13) お客様又は法人の場合における会社代表者又は取引責任者若しくは実質的支配者が外国 PEPs 等に該当することが判明したとき
- (14) 当社が定める事由により解約を行うことが適当と認められるものとして当社がお客様に解約を申出たとき（お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いたとき、虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損したとき、故意過失の有無に拘らず通常の想定を超えるシステム負荷が掛かるような利用など当社の業務を妨害したときを含みます。）
- (15) 法令諸規則等に照らして合理的な事由に基づき、当社がお客様に対して一定の猶予期間をおいて解約を申出たとき
- (16) 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、又は当該業務を終了したとき
- (17) 本取引システム、通信機器、端末機器、接続回線又はプログラムの不正な操作又は改変等、あるいは本取引システム以外のツール等により、当社が想定する適切、適正な方法以外の方法による取引又は通常実行できない取引をお客様が行ったと当社が判断したとき
- (18) 第4条各号の規程を満たさなくなったとき

（本サービス利用の制限）

第45条 次の各号のいずれかに該当し、お客様が本サービスをご利用いただくことが不適当と当社が判断した場合には、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部又は一部のご利用をお断りすることができるものとします。

- (1) 前条の各号に該当する場合
- (2) 当社からの連絡がとれなくなった場合
- (3) お客様の取引が本約款、本サービスに係る取引ルール、その他法令諸規則に違反し、又はその恐れがあると当社が判断する場合
- (4) お客様が当社の連絡に対して当社の定める期限までに応じていただけない場合
- (5) お客様が、追加の本人確認書類及び確認資料の提出依頼に応じていただけない場合、又は第4条第3項の本人確認書類、追加の本人確認書類及び確認資料に虚偽の内容が含まれていた場合
- (6) お客様の口座が、マネー・ローンダリング、テロ資金供与に利用され、又はその恐れがあると当社が判断した場合
- (7) 外国籍のお客様につき、当社に届出ている在留期間の満了日を経過した場合
- (8) 取引状況、お預り資産の状況、発注時のIPアドレス等に照らし、お客様が本サービスをご利用いただくことが不適当であると当社が判断した場合
- (9) お客様の取引について口座名義人以外の第三者が取引を行っている疑いがあると当社が判断する場合
- (10) 適合性原則又は投機的取引抑制の観点から、お客様の登録内容や投資意思等を確認すべきと当社が判断する場合
- (11) お客様が取引とは関係がないと思われる入出金を繰返し行っていると当社が判断したとき

- (12) 過大なアクセスを行うなど本サービスの濫用がなされていると当社が判断した場合
- (13) 当社が定める本サービスに関する指示等を遵守しない場合又はこれに違背する方法で本サービスを利用した場合あるいは利用しようとする場合
- (14) 当社の認めていないプログラム、ソフトウェア等の使用により、当社のシステムの意図から外れた方法で本サービスを利用した場合又は利用しようとする場合
- (15) その他、当社の運営方針に外れた態様で本サービスを利用するなどお客様が本サービスをご利用いただくことが不適当であると当社が判断した場合

(政府機関等宛て報告書等の作成及び提出)

第46条 お客様は、当社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、お客様に係る本取引の内容その他を日本国の政府機関等宛てに報告することに異議を述べないものとします。この場合、お客様は当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとします。

2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されるものとします。

(サービス内容の変更及び中止等)

第47条 当社は、お客様に事前に通知することなく、本取引に関して提供する本サービスの内容（委託手数料その他の料金を含みます。）を変更することができるものとします。

2. 当社の財務状況の悪化や倒産等その他やむを得ない事由がある場合、お客様に事前に通知することにより、当社は本取引に関して提供する本サービスの中止又は廃止することができることとし、お客様はこのことを予め了承するものとします。

3. お客様は、前項により通知された本サービスの中止・廃止日までに、全ての建玉を反対売買し本取引を終了することを予め了承するものとします。

4. お客様は、当該中止・廃止日においてお客様の本取引に係る建玉が残存する場合には、第28条に準じて、当社が反対売買を行うことを予め了承するものとします。

(準拠法)

第48条 本サービスに係る権利義務関係については、日本法に準拠するものとします。

(合意管轄)

第49条 お客様と当社との間の本約款に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

(約款の変更)

第50条 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがございます。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社 Web サイト上に掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。

(2026 年 10 月 5 日 改正)